	第３２回　金山町農業委員会総会議事録 1.　開催日時　令和８年３月２５日（水）　午前９時～ 2.　開催場所　役場第２庁舎大会議室 3.　出席委員　農業委員８名中７名出席（２番　長倉委員　欠席） 4.　議　　事 ・議案第１０８号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について ・議案第１０９号　農地法第３条の規定による賃借権設定許可申請について ・議案第１１０号　金山町農地利用促進等集積計画（令和７年度第１６号）の決定について ・議案第１１１号　地域計画の変更に伴う意見聴取について ・議案第１１２号　令和８年度最適化活動の目標の設定等について ・議案第１１３号　令和８年度金山町農地賃借料情報（案）について ・議案台１１４号　令和８年度金山町作業・機械利用料金標準額（案）について
事務局長	おはようございます。只今から始めさせていただきたいと思います。 初めに開会の挨拶を柴田会長代理よりお願いいたします。
柴田会長代理	おはようございます。今年度最後の総会となります。皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。農作業も始まりましたが、怪我のないように作業をしてください。それでは第 32 回農業委員会総会を開催します。よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。続きまして青柳会長より挨拶を頂戴したいと思います。 よろしくお願いします。
青柳会長	おはようございます。年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。今回、人事異動で沼澤さんと笹原さんが異動になりました。沼澤さんに関しては地域計画策定に大変ご苦労いただきました。本当にありがとうございます。笹原さんも 1 年間でしたが、やっと覚えたところで異動ということで非常に残念でありますが、次また農業委員会に戻ってくる時は出世して帰ってきてほしいなと思います。 今回 4 月で改選になりますけども、募集が始まりました。是非とも継続で皆さんにはお願いしたいと思います。今イラン情勢で原油が大変上がっております。これから農業も色々始まりますが、肥料に関しては昨年から予約している分もありますので、今年は大丈夫かと思いますが、非常に燃料価格が高くて大変になるのではないかなと思っております。また、会議に参加した際の情報提供という事で、農業従事者に対する労災保険が今までは 4 人以上雇用農家・農家団体に労災保険加入義務があったのですが、これからは全員労災に加入しなければいけないようです。農業も事故が多いので、これから忙しくなりますが気をつけて作業にあたるようにお願いしたいと思います。以上です。

事務局長	本日は長倉委員より欠席の連絡をいただいております。会議規則第 6 条の規定により総会は過半数の出席で成立いたします。本日は委員 8 名中 7 名の出席ですので、総会が成立することを報告いたします。次に前回の総会以降の農業委員会の活動報告を申し上げますので参考資料をご覧ください。 （前回の総会以降の活動と今後の活動予定を報告） 以上になります。それでは議長を会長にお願いし、併せて議事録署名委員の選任をお願いいたします。
議長	はい、それでは議事録署名委員の選任をさせていただきます。1 番片桐委員、7 番柴田委員よろしくお願いします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 108 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、1 ページ目をご覧ください。議案第 108 号所有権の移転許可申請についてです。 （資料を読み上げ説明） 私からは以上です。
議長	はい、それでは担当委員からの補足説明をお願いいたします。正野委員お願いします。
正野委員	はい、5 番正野です。〇〇さんから△△さんへの譲渡ということで、畑の図面を見るとわかる通り、一帯の一部に完全に〇〇さんの農地が入っております。それを贈与するという話が決まったようです。周りの農地等に関しても何ら問題ないものと思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。それでは皆さんから 1 番の案件についてご質問ご意見ございませんか。 （なしの声） ないようであれば只今の案件について賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全員賛成で承認いただきました。次に議案第 109 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	はい、1ページにお戻りいただきまして、受付番号1番になります。 （資料を読み上げ説明） 説明は以上です。
議長	はい、では補足説明をお願いします。髙橋委員お願いします。
髙橋委員	はい、5番髙橋です。私の方から補足説明をさせていただきます。こちらの農地につきましては、今事務局からありましたように、合意解約になりまして、〇〇さんと△△さんの契約されていた農地であります。〇〇さん昨年亡くなりまして、今年からの作付けに関して、地域内の隣接している農地を耕作しております□□さんの方と合意解約後の農地、今回契約という形に至っております。特に近隣農地等に影響もないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは皆さんからご質問ご意見ございませんか。 （なしの声） 〇〇さんのこれまで作ってあったところの残りの農地はまだありますか。
事務局	まだ〇〇さん分もありますが、それも□□さんがこれから 4 月の総会で案件にかかる予定です。
議長	分かりました。 質問ご意見ないですので、ただいまの案件について賛成の方の挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全員賛成で承認いただきました。次に議案第 110 号金山町農地利用集積等促進計画令和7年度第16号の決定について事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、2ページ目をご覧ください。受付番号1です。こちらの中間管理機構を通した貸借の賃借権の設定となります。 （資料を読み上げ説明） 説明は以上です。

議長	はい、それでは皆さんからご意見ご質問ございませんか。 （なしの声） 開田から上に登ったところですか。今、地目畑になっているのですね。
事務局	はいそうです。一帯が細分化されており、皆さん畑を利用されています。
議長	それではないようですので、決を採らせていただきます。1番の案件について賛成の方挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、全員賛成で可決されました。 次に、議案第１１１号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	別冊でお配りしております地域計画と書かれている分厚めの資料をご覧ください。こちら農政係と農業委員会で地域計画というのを令和 6 年度から作成しました。令和 7 年度におきましては、ブラッシュアップをするということになっておりますので、先月 2 月の座談会時に農政関係の米のお話と、この地域計画について色々議論をしていただきました。1 枚目は農政係で作成しております。2 枚目につきましても、名簿 4 の地域内の農業を担う者一覧・目標地図に位置付ける者ということで、□□地域で 10 年後も農業を担う方の名前を記載させていただいております。赤字については今年からの変更になります。18 番の〇〇さんは、△△さんの息子さんということで、経営も変わりましたので名前を変えさせていただいております。下の方は、今年度新たに追加させていただきました。令和 6 年度作った当初は皆さんにアンケートを取って維持又は拡大するという方を中心に名前載せていましたが、令和 7 年度につきましては、農業委員会の 3 条で契約した方などをピックアップし、名前を追加しております。また認定農業者の方についても追加記載いたしました。去年よりは各地域の方々の名前が増えているということになります。 地図もご覧ください。金山地域の地図になります。農業を担う者ということで、今見ていただいたリストの名前がこちらになっております。まだ空白のところが見受けられますが、年々更新をかけて埋めていくという作業を毎年続けていきたいと思っております。名前が増えたので、その分塗られている面積も増えました。更に●●さんと▲▲さんの経営しているところも今回新たに塗っております。令和 6 年度の時は 3 条契約をしているところ、中間管理などを通してちゃんとした契約をしているところについてのみ色を塗っておりましたが、総合支庁等も色々相談しまして、ソバ・大豆を植えているところは、毎年農家の方と 1 年契約みたいな形でしていますのでそれも含めていいのではないかという見解がありましたので、農政係から提供してもらい加えさせていただいております。去年よりは全体的に、令和 6 年度については約 7 割が塗られていたという統

	計となっております。まだ詳しい統計は出ておりませんが感覚的には 8 割程色は塗られたかなと思っております。それぞれの地域の地図を見ていただくと、だいぶ去年よりは違う色が埋まっているのではないかなと思っております。□□地域の方も去年、タバコ団地は塗られていなかったのですが、大体塗られたような地図となっております。最後、■■地区になります。■■地区の地域計画ですが地図が 2 枚付いております。一番後ろに載っておりますが、■■地区の地図の 1 枚目については目標地図になります。この地域計画の全体のするための地図となっておりまして、2 枚目の地図が除外箇所というふうに載っておるところが見受けられるかと思います。こちらについては去年も何度かありましたが、宅地への転用する為にここの地目だけを除外するという手続きを回ほどかけさせていただきましたが、今回も■■地域において畑の地目を宅地にしたいというご申請がありまして、今回の全体のブラッシュアップの更新と一緒に除外をさせていただきたいと思っております。場所につきましては、国道沿いの○○さんという方の土地となります。今は空き家になっておりますが、敷地内に畑が 4 筆ございまして、そちらをすべて宅地化にしたいというご相談がありました。それに伴う今回除外という手続きとなっております。その一帯を整備して、新たに何か建てる予定だとはお聞きしております。そのための今回この地域計画からの除外ということになります。また詳しくは、4 月か 5 月の総会の時に転用の手続きの申請が出てくるかなとは思っております。皆さんご自身の地域の地域計画見ていただいて、ここでご意見をいただきまして、特に修正点ないということであればこちらを年明けに公告しまして、今回の令和 7 年度の地域計画として完成させるという手続きとなっております。農業委員会のほかにも総合支庁とか農業支援センターなどにも意見聴取を行っている最中でございます。地域計画については以上です。
議長	はい、それでは地域計画の変更に伴う意見聴取ということで皆さんからご意見ございませんか。地域計画っていうのは全国的に 10 年後の耕作が決まってないというのは 30%程のようですが。金山の場合何%ですか？大体同じくらいですか。
事務局	はい、同程度となっております。
議長	何かご意見ございませんか。 （なしの声） ないようであれば、今の案件について賛成の方の挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全員賛成で承認いただきました。次に議案第 112 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について事務局の説明をお願いします。

事務局	それでは、総会資料NO.5をご覧ください。こちら毎年県と農業会議の方に来年度の目標の設定を事務局で作成し、この 3 月の農業委員会に諮りまして、その決定を受けて県等に申請するものとなっております。 1 の農業委員会の状況ということで、こちらは農業センサス等に基づいておりますので、例年とほとんど変わっておりません。農業委員の定数とか推進委員の数などをこちらに書かせていただいております。 次に最適化活動の目標です。こちらが 1 の現状と課題ということで、課題などは特に例年と大体同じですけども、現在の農地が1,600ヘクタールで、集積したものの数が1,213ヘクタール。集積率が 75.8 となっております。去年の今時が 71 とか 2 程ですが、こちらの集積も上がってきているという状況となっております。目標につきましては、目標年度は令和 11 年度となっておりまして、集積率は 80%を目標としております。遊休農地はございません。次のページです。3 の新規参入の現状ということで、令和 4 年度は新規参入ありませんでした。令和 5 年度は、〇〇さん等の実績となっております。令和 6 年度におきましては、新規の雇用就農だけではなく、雇用も含めた数となっておりまして、2 形態となっております。内訳としましては△△さんと□□さん、それぞれ 1 名ずつ雇用があったという実績です。面積につきましても□□さんの面積となっております。目標につきましては権利移動の面積、総会資料の積み上げ面積となっております。平均すると 59 ヘクタールが毎年移動しているという状況となっております。最適化活動の活動目標としましてはここも目標は変えておりませんが、1 人あたりの活動日数としまして月 6 日とさせていただいておりますので、皆さん日誌をしっかり書いていただいて 6 日以上の活動をお願いしたいと思っております。活動の強化月間につきましてはこれも毎年同じ 7 月・9 月・11 月とさせていただいております。活動の目標の設定については以上となります。
議長	最適化活動の目標設定について説明がありましたが皆さんからご質問ご意見ございませんか。
柴田委員	はい。
議長	はい、柴田委員。
柴田委員	7 番柴田です。この最適化活動の目標に関してですが、月に 6 日ですか。
事務局	はい。
柴田委員	実際、報酬を月 6 日で割るととても低いですよね。
事務局	報酬に関しては年額で皆さん 20 何万とか 30 万とかって決まっております。
柴田委員	農業委員の年額報酬 20～30 万円は、とても低いと感じている。この金額で農地利用最

	適化に向けた活動を充実させるのは困難だと思うが、いかがか。
事務局	はい、農業委員の皆さんに大変忙しい中活動していただいておりまして、年額の報酬の他にも、能率給というのもあり支給させていただいております。出張の際には、交通費と日当代というものも別にお支払いはさせていただいております。全体の報酬がやはり低いという点につきましては、貴重なご意見として検討していきます。
議長	農業委員の皆さんの報酬は町全体のそれぞれの議員とかの報酬も関係しているもので、今日の意見は今後町のほうでも検討させてもらいますが、農業委員会だけを上げるっていうのはかなりハードルが高いと思いますので、全体の中の調整で検討させていただきたいなと思います。 他にございませんか。 （なしの声） なければ議案第 113 号に賛成の方挙手をお願いします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます全員賛成で承認いただきました。 最後になります。議案第 113 号令和 8 年度金山町農地借料情報（案）、議案第 114 号令和 8 年度金山町作業・機械利用料金標準額（案）について説明をお願いします。
事務局	はい、それでは資料№6 をご覧ください。こちらが令和 7 年度と令和 8 年度の農地の賃借料情報です。農地区分が反収に基づき A から E、大字・小字ごとに分かれており、それぞれの賃借料の平均、それから最高額、最低額記載しております。令和 8 年度は下記のようになる予定です。先月の総会後に会長、柴田代理、髙橋委員、片桐委員と共に、賃借料と機械の作業賃金関係について審議した内容に基づいて案を作成しました。この議案が可決されましたら、情報提供したいと思っております。賃借料情報は、最高額が令和 7 年度の情報で最高 1 万 5000 円、裁定 7,100 円になっておりますが、額の上下につきましては最高額と最低額を除き平均値を取っております。令和 7 年度に A、B、C は平均が 1 万円、D、E につきましては 8,000 円台。令和 8 年度におきましては、少し地域差がありまして若干上がっております。全体で見ると上がったという印象となっております。B 地域だけが少し下がったかなというところです。データ数を見ていただいても、去年よりもかなり多くの契約が行われたことが分かります。理由は、離農が多かった事、令和 7 年度中に中間管理事業の賃貸借期間満了となった案件が多かったことがあげられます。皆さんご承知の通り中間管理機構を新たに契約する分には手数料が発生しますので、3 条契約に切り替えるという方が大半でした。結果、データ数が多くなった印象です。全体的には賃借料は微増となっております。 次のページ、資料№7 をご覧ください。町の標準賃金情報の案でございます。先程 1 番

	上に作業賃金 1 時間あたりとありまして、令和 7 年度までは 1,000 円でした。最低賃金が 12 月に 1 時間あたり 1,032 円に改定されましたので、必然的に農作業賃金も増額されることとなります。1 時間あたり 1,050 円、オペレーターにつきましては 1,300 円としております。下段の機械利用料金は全体的に 5%上げております。3 年前に増額改定した時は 10%の増でした。今回は 5%の増としております。近隣自治体の状況になりますと、この利用料金は、管内では中間よりも少し上の料金体系に位置すると見込まれます。ただし、他の市町村におきましても、最低賃金が上がったので上げるという話は伺っておるところです。この利用料金 5%増の案につきましても、前回の会長等との審議でこのように決定させていただいたところです。改めて農業委員の皆さんからのご意見を頂戴したく、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。農地の賃借料と作業賃金について説明をいただきましたけども、皆さんからご意見ございませんか。 （なしの声） なければ決を採らせていただきます。議案第 113 号・114 号の案件について賛成の方挙手をお願いいたします。 （全員挙手） はい、ありがとうございます。全員賛成で承認いただきました。
事務局	報告事項になりますけども、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局の説明をお願いします。 （資料を説明し報告）
議長	はい、報告事項何かご質問ございますか。なければ本日の案件は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 議　　長　青柳　栄一 議事録署名委員　片桐　久志 議事録署名委員　柴田　清広